



3教保第240-2号
令和3年4月23日

県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス対策における「感染拡大防止集中対策期」の
延長（～5月15日）を受けた学校の対応について

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、本日行われた第48回香川県新型コロナウイルス対策本部会議にて、「感染拡大防止集中対策期」を5月15日（土）まで延長することが決定されました。

各学校においては、特に下記の点に御留意いただき、ゴールデンウィーク中を含め、感染症対策を徹底するよう、お願いします。

なお、文部科学省が示す学校の行動基準は「レベル2」を継続することを申し添えます。

記

1 児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合の対応

休日中であっても、下記に該当する場合、本人や保護者から学校に連絡をするよう、協力依頼をしておくこと。

- (1) 感染者と判明した場合
- (2) 濃厚接触者及び接触者に特定された場合

※ (1) 及び (2) に該当した場合、その情報を速やかに担当課へ報告すること。

※ 状況により、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行う場合は、様式⑤を保健体育課へ提出すること。

2 健康観察の充実

新型コロナウイルス感染症だけでなく、例年、ゴールデンウィーク明けは、体調不良や欠席が増加する傾向にあることから、健康観察を徹底し、教職員間で情報共有をして、配慮が必要な児童生徒に対し、適切に対応すること。

3 部活動

(1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	県内の学校との練習試合・県内大会等への参加	○
イ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加	
ウ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記イを除く）	×
エ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい	

※ 上記ア・イについての留意点

- ・ 部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。

※ 上記イにおいて、生徒及び教職員が県外で活動した場合、帰県後14日間は行動記録を取ること。

(2) 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うとともに、下記の点に留意し、感染症対策を徹底すること。

- ・ 十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は、マスクを着用し、活動すること。
- ・ 昼食時など、食事の前後での手洗いを徹底し、例えば、一方向を向いて食事をとるなど、飛沫を飛ばさない工夫をすること。
- ・ 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用しないこと。

(3) 合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日 文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）等を遵守すること。

4 その他

- ・ 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生などが、不当な理由でいじめや差別を受けることがないように、児童生徒及び教職員の人権に最大限配慮すること。
- ・ 教職員が県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取ることを。